

Q. 今回の被害はなぜ発生したの？

A. 低温・強風が長時間継続したため、多くのお宅で宅内水道管等が凍結しました。水は凍ると体積が増えるため、管等が破損します。寒気が緩むと同時に、凍結により破損した宅内水道管等から水道水が一気に漏れ出したのが主な原因です。

このため、市では各戸の水道メーターの確認をお願いしましたが、水道水の供給量が漏れ出す量に追いつかず、断水となった地域が多く発生してしまいました。

Q. どのような対応をしたの？

A. 可能な限りの給水を続けると同時に各戸の水道メーターを確認し、漏水しているお宅を止水した上で、さらに通水区域を拡大することを繰り返して徐々に断水区域の縮小を図っていき、通常の給水状態まで戻していきました。

Q. 今後、どのような対策をすればいいの？

A. 今回の被害は近年まれにみる気象条件が原因ですが、再発を防止するには宅内水道管等の破損を防ぐために適切な管理をしてください。

※宅内水道管等は、水道メーターから先でお宅の蛇口までが個人の管理です。

凍結させない対策をしましょう！

宅内水道管等を断熱材で覆ったり、ヒーターを設置したりすることで凍結が予防できます。

長期不在の場合は、水道の元栓を閉めましょう！

長期間水道を使用しない場合には止水栓を閉めるようにしましょう。止水栓を閉めれば水道管等が破損したとしても管等から大量の水が漏れ出すことは無くなります。

止水するには市で管理している栓を完全に閉める方法（一時中止）と、利用者自ら水道メーターボックス内の止水栓を閉める方法があります。止水栓が無い場合や止水栓に不具合がある場合は、市で修理しますので市役所上下水道課までご連絡ください。

お問い合わせ 建設部上下水道課 ☎55-3173

寒波による宅内水道管破損等の被災者に見舞金を支給します

1月下旬の寒波は、これまでに経験したことのない水道管の凍結を引き起こしたため、宅内水道管等を修理した世帯に見舞金を支給します。

なお、本制度は3月議会で必要な予算が可決された後、対象と思われる世帯に個別にご案内します。

対象工事 市指定水道工事店に1月23日以降に発注した漏水修理工事

対象世帯 市民税非課税世帯でかつ65歳以上の高齢者のみの世帯

見舞金額 5,000円

提出書類 漏水被災届出書、漏水修理工事の請求書または領収書

提出期限 3月30日（金） 午後5時30分まで

お問い合わせ 総務部防災管財課 防災安全係 ☎63-5544または、☎63-3125